

(仮称) 旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業
環境影響評価方法書に関する指摘事項等一覧

※ 表中の**ゴジック体**の部分は、前回（第 9 回）審査会における追加の指摘事項等を示しています。

■ 事業計画について

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
0 事業計画	0-1	土地利用のゾーン設定について、まちづくり協議会と横浜市と協議を行った結果であり、換地しても、ほぼこのような土地利用がされるということですか。それとも、今後、もう少し話し合いが行われるのですか。 [7/31 審査会]	地権者と横浜市で協議して、このように取りまとめています。今後、土地利用を具体化していく中で若干変更は出る可能性はありますが、概ねこの4つのゾーンというのは決まっています。 [7/31 審査会]	説明済 [7/31 審査会]
	0-2	調整池や河川の改修について、豪雨が増加している中で現在の法律に準拠することは最低レベルの話です。アセスとしては、もう少しリスクを高めて評価した方が良いのではないかと思います。その辺りの考え方を教えてください。 [9/3 審査会]	関係部署と調整しながら大きさ等を決めていくという形で考えています。 グリーンインフラ等、プラスアルファの部分については、公共施設で浸透させる機能を設けるなども含め、関係部署と協議しながら街全体で今後取り組んでいきたいと考えています。 [9/3 審査会]	説明済 [9/3 審査会]
	0-3	調整池等について、南東の公園整備との関係性は協議されていますか。 [9/3 審査会]	調整池については、現在調整中です。公園についても、これから規模等を決める段階で水を守る部署と調整していく形になると思います。 [9/3 審査会]	説明済 [9/3 審査会]
	0-4	総合的な土地利用として、どれだけ調整可能な空間や水がたまりやすい空間などを保全できるかということも、公園や緑地と併せて考えて欲しいです。 [9/3 審査会]		
	0-5	<u>4つのゾーンの連携で 1,500 万人という説明について、今まではテーマパークで 1,500 万人と言っていたので、変更になったのですか。</u> [9/28 審査会]	<u>各ゾーンが連携して 1,500 万人が訪れるという考え方です。3月に公表した土地利用基本計画に記載があります。</u> [9/28 審査会]	説明済 [9/28 審査会]

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱にご注意願います。

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
0 事業計画	0-6	<p><u>1,500 万人が訪れた際の交通体系について、今どのような形で考えているのかを示してください。</u></p> <p><u>「方法書に対する意見書の概要及び都市計画決定権者の見解」の表 1(15)都市計画決定権者の見解の最下部記載の道路網の整備等を前提として評価されると考えて良いですか。</u></p> <p>[9/28 審査会]</p>	<p><u>上瀬谷ラインの説明の際に説明します。</u></p> <p>[9/28 審査会]</p>	<p>説明済</p> <p>[9/28 審査会]</p>

■ 環境影響評価項目について

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
4 地下水	4-1	地下水の調査地点の選定理由を説明してください。 [9/3 審査会]	国の土壤汚染調査地点・方法書記載の地下水・土壤汚染の調査地点について、整合を図り、次回ご説明します。 [9/3 審査会]	補足資料6で説明済 [9/28 審査会]
	4-2	地下水の水位を調査項目としていないことについて、考えを聞かせてください。 [9/3 審査会]	切土が地下水近くまで達するような規模の土工を行わないことを想定していることから、地下水脈の遮断による地下水位への影響はないものと考えているため、項目選定していません。 なお、ボーリング調査で簡易井戸を設けて自動水位を測定しているため、次回、1年分のデータをお示しします。 [9/3 審査会]	補足資料7で説明済 [9/28 審査会]
5 土壤	5-1	土壤汚染の調査について、基地の中で既に調査をしているが、その部分では土壤汚染の区域指定がされているところはないという理解で良いのですか。 [7/31 審査会]	現状では区域指定されているところはありません。 なお、基地の中については、防衛省で調査を実施しており、先日、調査結果が送付されたところです。この結果を踏まえ、今後どう扱うかを検討しているところです。 [7/31 審査会]	説明済 [7/31 審査会]
	5-2	防衛省の土壤汚染の調査結果によっては、方法書に示された調査地点の選定も変わるのですか。 [7/31 審査会]	防衛省で実施した調査はほぼ土壤汚染対策法に基づいて行っているため、30mメッシュの調査、10mメッシュの特定まで行っています。 今後、調査自体が不要になる可能性もあります。 [7/31 審査会]	説明済 [7/31 審査会]
	5-3	防衛省の土壤汚染の調査結果が示される時期的な目途を教えてください。 [7/31 審査会]	次回以降の審査会でお示しできればと考えています。 なお、民有地の結果が含まれることから、どこまで示せるのか等を含めた提示方法について防衛省と調整します。 [7/31 審査会]	補足資料6で説明済 [9/28 審査会]
	5-4	方法書に示された調査地点では足りないのではないかと思いますでしたが、方法書審議の中で防衛省の調査結果が示されるのであれば、それに期待したいです。 防衛省の調査結果については、可能な限り詳しく、アセス審査会に教えていただきたいです。 [7/31 審査会]		

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
5 土壌	5-5	土壌汚染の調査地点の選定理由を説明してください。 [9/3 審査会]	国の土壌汚染調査地点・方法書記載の地下水・土壌汚染の調査地点について、整合を図り、次回ご説明します。 [9/3 審査会]	補足資料6で説明済 [9/28 審査会]
	5-6	方法書P3-26にこの地域でテトラクロロエチレンが検出されていると記載されていますが、防衛省の調査ではふっ素と鉛と砒素以外は出なかったということによろしいでしょうか。 [9/28 審査会]	防衛省で一種、二種、三種、全て調査した結果、補足説明資料6に示している4つの項目以外(基準超過)は出ていないと考えてください。 [9/28 審査会]	説明済 [9/28 審査会]
	5-7	今回示された土壌汚染のデータは議事録で一般に公開されるのか、それとも準備書の中にデータが掲載されるのか、教えてください。 [9/28 審査会]	本日の資料については、本日オープンという形になります。 準備書への掲載方法については、今後、防衛省と調整しながら決めていきたいと思っています。 [9/28 審査会]	説明済 [9/28 審査会]
	5-8	補足説明6の6-2において、国が適切な対策をした後、市に譲渡するよう要望しているが、今後の協議次第では事業者が区画整理中に併せて実施する可能性もあると記載されていることについて、意味が分かりにくいのですが、もう少し丁寧に教えてください。 基本的には原因者が除去するのではないのですか。 [9/28 審査会]	立入禁止や封じ込めも対策の1つです。横浜市としては国に除去を要望していますが、国でそこまで出来ない場合、区画整理がもし土地を改変する時には、区画整理事業者として土壌汚染対策法に基づいて適切に対策を講じていくことを考えています。 [9/28 審査会]	説明済 [9/28 審査会]
	5-9	今回のようなところは封じ込めでもいいのですか。 (土地の)利用が前提とされていても、そのような理解になるのですか。 [9/28 審査会]	もし改変しないのであれば、法律上はそのような形もあり得ます。 国の立場としては、そのような形が考えられます。 [9/28 審査会]	説明済 [9/28 審査会]
	5-10	当該事業で土壌汚染対策を講じることになった場合の具体的な対策方法を含め、情報を可能な限り速やかに明らかにしていく必要があります。 遅くとも準備書段階では明確になるという理解で良いですか。 [9/28 審査会]	なるべく早い情報提供を考えています。進捗状況を見ながらご説明させていただきます。 [9/28 審査会]	説明済 [9/28 審査会]

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
5 土壌	5-11	物質により基準値超過の程度に差があり、その毒性は人体に及ぼす影響が異なります。基準値を超えている地点について、それぞれの物質の毒性を踏まえた現時点での考え方、評価方法を教えてください。 [9/28 審査会]	鉛及びその化合物の土壌含有量基準不適合区画については、土壌汚染対策法ガイドラインに基づき、現時点で立ち入り禁止措置を講じています。 土壌溶出量基準不適合、溶出量不適合区画については、汚染物質の到達距離を考慮した場合、現時点で周囲に飲料用井戸、水源等が存在しないことから、当該区画の土壌から溶出した地下水を摂取する危険性がないものと考えています。 [9/28 審査会]	説明済 [9/28 審査会]
	5-12	補足説明資料6の図2について、基準値超過の程度に差があるため、最大がどこかわかるように、基準超過の程度に応じて丸の大きさを3つ位に変えて表示していただきたいです。汚染状況を正確に把握できるような資料の作成をお願いします。 [9/28 審査会]	防衛省の関係や民有地が近くに存在するため、防衛省と調整しながら、(資料の)出し方については調整させていただきたいです。 [9/28 審査会]	説明済 [9/28 審査会]
	5-13	農地にするような場所は汚染地点からは離れていると考えて良いのですか。 農地の場合には水系で水の汚染などのリスクがあります。4つのゾーンの位置づけはこの汚染の調査結果を踏まえてゾーニングをしていると理解して良いのでしょうか。 [9/28 審査会]	農業振興ゾーンであっても、公園・防災ゾーンであっても、観光・賑わいゾーンであっても、土壌汚染対策を講じるということを考えています。講じた後に、土地利用していただくことを考えています。 [9/28 審査会]	説明済 [9/28 審査会]
	5-14	農地でも汚染が確認されている地点あることについて、農業を行うでは支障がないという有識者のご意見を頂いているということですが、それでも事業者としては、土壌汚染対策を行ったうえで農業の用に供するということですか。 [9/28 審査会]	農業振興ゾーンにおいても土壌汚染調査を行っており、今のところは(支障は)ないのですが、その結果を踏まえ、事業者として土壌汚染対策法に基づいて対策を考えていきます。 [9/28 審査会]	説明済 [9/28 審査会]

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
6 動物	6-1	鳥類の調査について、定点観察法及び夜間調査の時期を2繁殖期とし、そのうち1つは冬季とされていますが、何を想定して調査をするのか教えてください。 [7/31 審査会]	フクロウの繁殖を想定しています。 [7/31 審査会]	説明済 [7/31 審査会]
	6-2	フクロウの繁殖であれば2月後半から5月が繁殖期となるため、1月では時期が早いと思います。 [7/31 審査会]	猛禽類の2繁殖期とは、2か年に跨る繁殖期という意味で、繁殖期が始まる1月頃から8月頃までを想定しています。 [7/31 審査会]	説明済 [7/31 審査会]
	6-3	調査頻度を教えてください。 [7/31 審査会]	毎月、3日間です。 [7/31 審査会]	説明済 [7/31 審査会]
	6-4	昆虫類の鳴声調査を夏季としていことについて、具体的にいつ頃を想定されていますか。 [7/31 審査会]	クツワムシの調査のため、8月下旬から9月上旬に予定しています。 [7/31 審査会]	説明済 [7/31 審査会]
	6-5	8月から9月はまだ鳴き始めていない種もいる可能性があるため、様々な種を対象にできるよう、調査時期を再考して欲しいです。 [7/31 審査会]	専門家の意見を参考に既に調査済みですが、クツワムシだけが見つからなかったため、方法書記載の時期に調査する予定です。 [7/31 審査会]	説明済 [7/31 審査会]
	6-6	鳥類のねぐらの調査は行いますか。 ムクドリのような人間に害を与える動物のねぐらが事業計画地内にあった場合、改変することにより事業計画地外に新たにねぐらを形成する可能性があります。 ねぐら調査を行った方が良いと思います。 [7/31 審査会]	確認して次回、回答します。 [7/31 審査会]	補足資料1で説明済 [9/3 審査会]
	6-7	ねぐら調査について、葉が落ちる前と木々が落葉した後で、ねぐらの対象位置が変わってしまうことに注意してくださいです。 [9/3 審査会]	しっかり反映させて参りたいと思います。 [9/3 審査会]	説明済 [9/3 審査会]
	6-8	ウォーキングなどをされている方へのヒアリング等も活用してください。 [9/3 審査会]		

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
7 植物	7-1	植物群落の調査（コドラート法による調査）について、水生動植物の観点から、調査地点の選定の考え方を聞かせてください。 [9/3 審査会]	調査地点は特徴的な環境に注視して設定しています。 特に水生植物の調査においては、一部湿生環境が残っている相沢川東側の休耕田や、湧き水が染み出ている和泉川上流源流域などの重要な環境に留意したいと思います。 なお、方法書には点で調査地点をプロットしていますが、調査地点を中心にくまなく調査することを示しています。 [9/3 審査会]	説明済 [9/3 審査会]
	7-2	方法書には付着藻類の調査地点が点でプロットされていますが、植生調査のコドラートも同様なのですか。 [9/3 審査会]	コドラートは点で調査を行います。 [9/3 審査会]	補足資料8で説明済 [9/28 審査会]
	7-3	環境類型区分について、方法書の図 3.2-33 では、源流域の地域の水辺がある地域が表現されておらず（植林地・耕作地植生でまとめられている）、植生区分をより詳しく見られるような類型区分になっていないため、源流域の地域の水辺など、まとまりのある環境が見えるよう、地形の状況に応じて環境類型区分をもう少し細かく示してください（特に水との関係）。 [9/3 審査会]	方法書の環境類型区分は環境省の植生図を基に作成しています。現状と異なっている部分もあるため、生態系の予測・評価は、現地調査の植生調査結果を用いて環境類型区分を設定して行います。 準備書段階では実態を正確に踏まえた情報を出します。 [9/3 審査会]	説明済 [9/3 審査会]
	7-4	<u>コドラートに関する説明について、コドラートは基本的に区画だと思えますので、点か区画でという説明の意味とコドラートの大きさを教えてください。</u> [9/28 審査会]	<u>区画で行います。基本的に草本は、1メートルもしくは2メートル四方、樹林は5～10メートル四方で被度・群度の調査を行います。</u> [9/28 審査会]	説明済 [9/28 審査会]
8 生態系	8-1	方法書に示されているラインセンサスの設定で草地における生態系を十分評価できるのですか。 [7/31 審査会]	評価できると考えています。 [7/31 審査会]	説明済 [7/31 審査会]
	8-2	方法書 P5-19 には、土地の改変により、ホタルの生息地が6ヶ所から3か所になると予測されていますが、面積がどの程度になるか等、もう少し定量的な記述ができるのか、あるいは、現段階ではこの程度の記述にとどまらざるを得ないのか、教えて欲しいです。 [7/31 審査会]	P5-19 は配慮書時点での予測であり、現地調査を踏まえていない、既存資料を基にした予測です。 準備書では現地調査結果を踏まえ、もう少し定量的に予測を行います。 [7/31 審査会]	説明済 [7/31 審査会]

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
8 生態系	8-3	「都市計画決定権者の見解」での生物多様性の生態系に対する代償に関する記載について、事業計画地近辺で代償できる候補地があるのですか。 水系3つ含む、特殊な環境下における代償の実現性について、どのように考えていますか。 [7/31 審査会]	それ程土地の改変がない、水系、流域がある南東側の公園・防災ゾーンの方で考えています。 具体化した土地利用計画と現状を重ね合わせて予測し、準備書で示します。 [7/31 審査会]	説明済 [7/31 審査会]
	8-4	水系辺りは改変しないという理解で良いですか。 水温や底質の違いなど、結構デリケートなので、水系を跨いで代償は避けていただきたいです。 [7/31 審査会]	現地調査結果と重ね合わせて考えていきたいと思っていますが、源流域が集中している南東側はなるべく改変しない方向で考えています。 [7/31 審査会]	補足資料2で説明済 [9/3 審査会]
	8-5	生態系指標は何を使うのかを明示して欲しいです。 [7/31 審査会]	わかりました。 [7/31 審査会]	補足資料5で説明済 [9/28 審査会]
	8-6	<u>生態系の予測評価の考え方について、指標種は準備書で示されるのでしょうか。</u> [9/28 審査会]	<u>指標種の選定結果については、今後、調査結果の解析を行ったうえで、準備書で示していきたいと思</u> <u>います。</u> [9/28 審査会]	説明済 [9/28 審査会]
	8-7	<u>生態系指標について、典型性と特殊性という言葉がよくわからないので、もう少し簡単に説明してください。</u> [9/28 審査会]	補足資料5の欄外注に記載しております。 <u>例えばタヌキやバツタなど、よく一般的に見られる動物を抑える事によって全体の食物連鎖の検討をしやすい種を選定します。</u> [9/28 審査会]	説明済 [9/28 審査会]
	8-8	<u>生態系指標をどう設定するかは非常に重要です。</u> <u>生態系指標は一般的に考えられているものがあるのか、それとも、この地域性、特殊性を鑑みて工夫したりする必要があるので、一般論として教えてください。</u> [9/28 審査会]	現時点での考えですが、一般的なもののみでは問題があるため、この地域で特徴的な動物相を踏まえて何種類か検討いたします。1種だけではございません。 <u>特殊性については、例えば湧水でしか見られないような特殊な環境でしか生きられないような動物を選定する考えです。</u> [9/28 審査会]	説明済 [9/28 審査会]
	8-9	<u>水環境について、区画整理全体の地域で水収支がどう変わるのかということの評価する必要があると思います。</u> <u>湧水の水量と河川水位との関係性を今後定量的に分析していくことをお考えなのか、教えてください。</u> [9/28 審査会]	<u>水収支、あるいは河川の流量への影響などもあると思いますので、例えば、流出係数や浸透量がどの程度かなどの検討は今後進めることになると思います。</u> <u>河川の流量、あるいは水質の中でもそのような検討をしていく必要があると考えています。</u> [9/28 審査会]	説明済 [9/28 審査会]

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
8 生態系	8-10	<p>水環境の変化が見込まれるようなところでの水環境と生態系の関係性をどのようにお考えなのか、教えてください。</p> <p>河川部分もハンノキ林などがあり、水位変動や河床、河畔の変化に関連するため、水の流れが多いところのモニタリング地点の検討もしてください。 [9/28 審査会]</p>	<p>生態系としてもある程度充実したエリア(事業計画地南東部の市民の森や東側の湧水などがある旭区)辺りの解析にあたっては、生態系の中で生息基盤として、水環境、水質など色々な側面で検討して参りますので、そのような検討も必要になってくると認識しております。 [9/28 審査会]</p>	<p>説明済 [9/28 審査会]</p>
9 景観	9-1	<p>農地の広がりや周辺の崖線の連りのような景観資源がある中で、眺望景観のみではなく、事業計画地内にも調査地点を選定して圍繞景観の評価もしてください。 [9/3 審査会]</p>	<p>ご指摘も踏まえて検討させていただきます。 [9/3 審査会]</p>	<p>説明予定 [本日]</p>
11 温室効果ガス	11-1	<p>供用時(関係車両の走行)の予測について、上瀬谷ラインの整備による車両台数の変化は含めずに予測するのですか。 [7/31 審査会]</p>	<p>上瀬谷ラインが完成していることを前提とし、どれだけ車が増えるのかを予測した状態で、供用後の予測をしていきたいです。 [7/31 審査会]</p>	<p>説明済 [7/31 審査会]</p>
	11-2	<p>供用時(関係車両の走行)の予測について、どこの領域の排出量を評価するのですか。 [7/31 審査会]</p>	<p>土地区画整理事業内の道路上で発生する温室効果ガスです。 [7/31 審査会]</p>	<p>説明済 [7/31 審査会]</p>
12 地域社会	12-1	<p>南東側にも地域社会の調査地点を選定した方が良いと思います。</p> <p>ほとんど交通量がない場合でも、事前の状況を把握することは必要です。 [7/31 審査会]</p>	<p>道路整備が進んでおらず、車がほとんど通っていないこと、また、交差点がないことから、地域社会の調査地点としては選定していませんが、騒音振動調査において南東側でも断面交通量調査を行います。 [7/31 審査会]</p>	<p>補足資料3で説明済 [9/3 審査会]</p>
	12-2	<p>供用後の予測時期を関係車両の走行が定常状態となる時期としていますが、車両台数や来客者数が増える国際園芸博覧会の時期に設定しなくて良いのですか。 [7/31 審査会]</p>	<p>国際園芸博覧会はまだ具体的な計画が決まっていますが、環境影響評価対象になれば、国際園芸博覧会のアセスで予測していく形となります。</p> <p>今後の国際園芸博覧会の状況を踏まえて区画整理事業の中でどう盛り込んでいくのか決めていきたいです。 [7/31 審査会]</p>	<p>説明済 [7/31 審査会]</p>
	12-3	<p>定常状態よりもMAXの状態を想定して予測していただくのが望ましいので、今後の進捗を踏まえて、可能な限り検討して欲しいです。 [7/31 審査会]</p>		

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱にご注意願います。

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
12 地域社会	12-4	南東の実線部分の既存道路について、将来的に交通量が増加することを見越して追加的に歩道の整備等が行われる予定はあるのですか。 [9/3 審査会]	現状の歩道部分をそのまま再利用する形で考えています。 [9/3 審査会]	説明済 [9/3 審査会]
	12-5	通常の予測手法（現状の交通量に關係車両を加算）では推計できないとしている南東側の交差点の予測手法を教えてください。 [9/3 審査会]	将来のネットワークの形状を想定して、そこにどの位の車両が流れるかという推計を行います。現時点では、別途検討されている将来ネットワークの推計交通量をお示しできませんが、準備書段階でお示しします。 [9/3 審査会]	説明済 [9/3 審査会]

■ その他

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
その他	I	<u>土地利用基本計画（パブリックコメント）について、702 件中の 428 件、61%の方がこの計画に反対でしたとのことですが、市民の大多数が反対したうえでもこの事業が進んでいくのでしょうか。</u> <u>また、どのような意図で反対意見を『反対』と分けせず『参考』と分けしたのかをお聞かせください。</u> [9/28 審査会]	<u>横浜市の市民意見募集やパブリックコメント関係については、修正、賛同、参考、その他という形で分類しています。今回も横浜市のパブコメや市民意見募集の分類を参考に分類しました。</u> [9/28 審査会]	説明済 [9/28 審査会]
	II	<u>土地利用基本計画に係るパブリックコメントの分けについて、反対している人から見ると意図的に隠しているのではないかと思われるため、反対は『反対』と分類した方が良いと思います。</u> <u>今後のパブリックコメントを整理する際には、変えていく方向も考えて欲しいです。</u> <u>この意見を参考にしてください。</u> [9/28 審査会]	-	説明済 [9/28 審査会]